

令和5年度法定経営指導員講習
～地方公共団体の行政事務に関する基礎的知識～

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

第1. 行政の仕組みと基本的なルール

- 地域の小規模事業者に対して経営指導を行っていく中では、国、都道府県、市区町村（基礎自治体）をはじめとした行政機関とのやりとりが生じることが少なくない。また、行政機関と連携する、あるいは共同して何らかの取組を実施することもある。

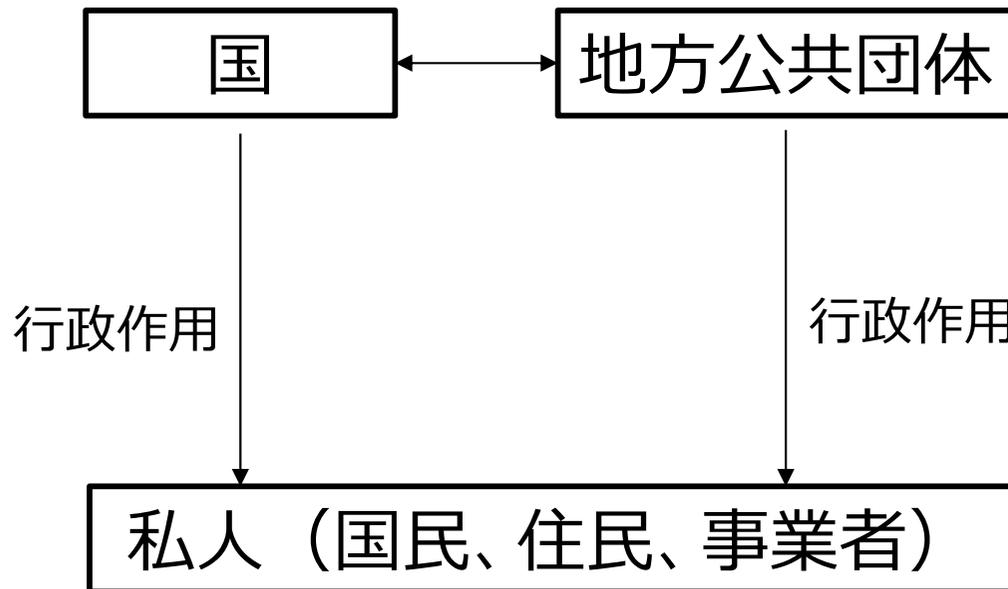
政策実行実務者（公的資金をもって経営指導に従事する者）が意識すべきこと

- 行政機関と連携する・共同して何らかの取組を実施する際には、ミスコミュニケーション（例えば、規律を認識していないことによるトラブルや業務の遅れ等）を防止するためにも、「行政」とは何か、行政はどのような規律の下に行動しているのか（行動しなければならないのか）を認識しておくことが求められる。

行政主体の行動規範

- 我が国は法治主義を採っており、行政主体である「国」「地方公共団体」も当然に法の支配を受ける。
- 特に、行政主体は、私人とは異なり、公権力を行使する立場にあるため、その運営や行為は法的なコントロールのもとに行われる。

行政主体と私人の関係

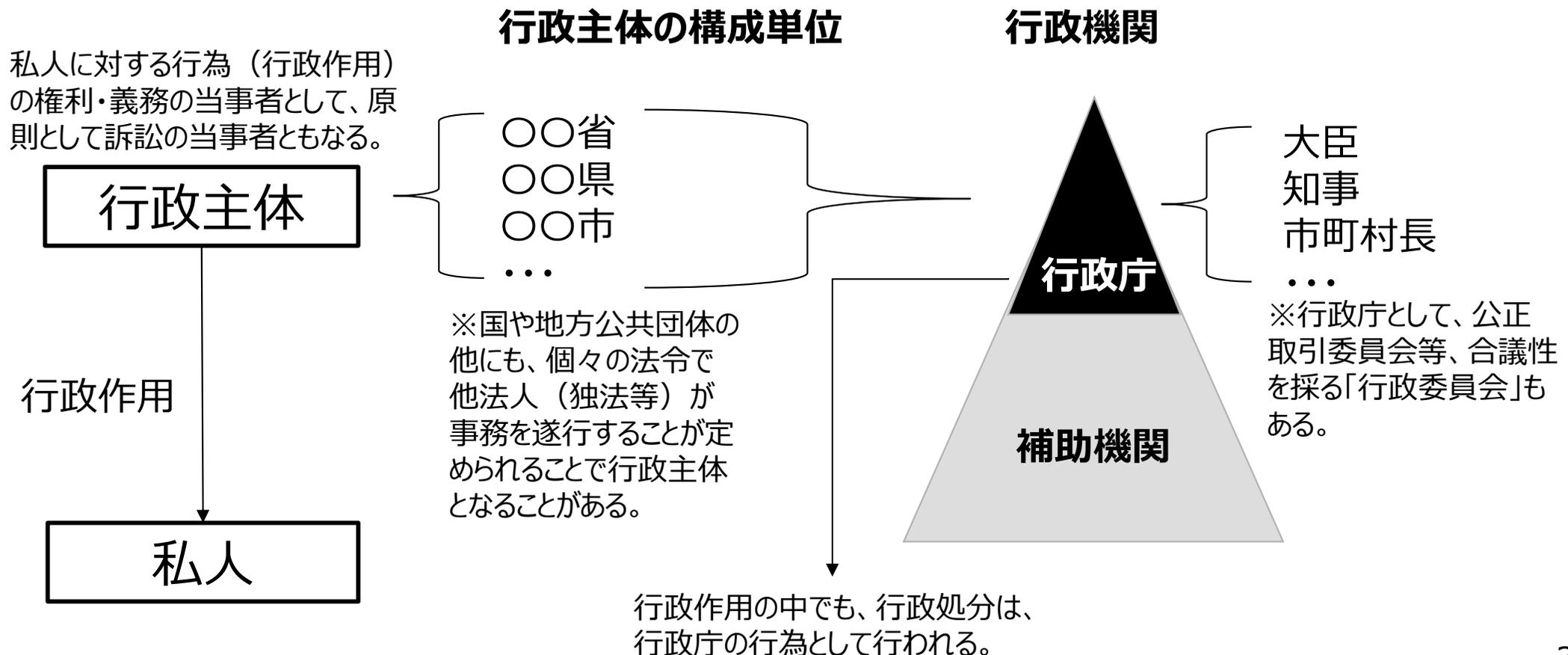


行政主体の法的コントロール

- ← 誰が行政を行うのか
(行政組織のルール)
- ← どのように行政を行うのか
(行政作用のルール)
- ← 違法な行政があった場合に、
どのように救済するか
(行政救済のルール)

誰が行政を行うのか

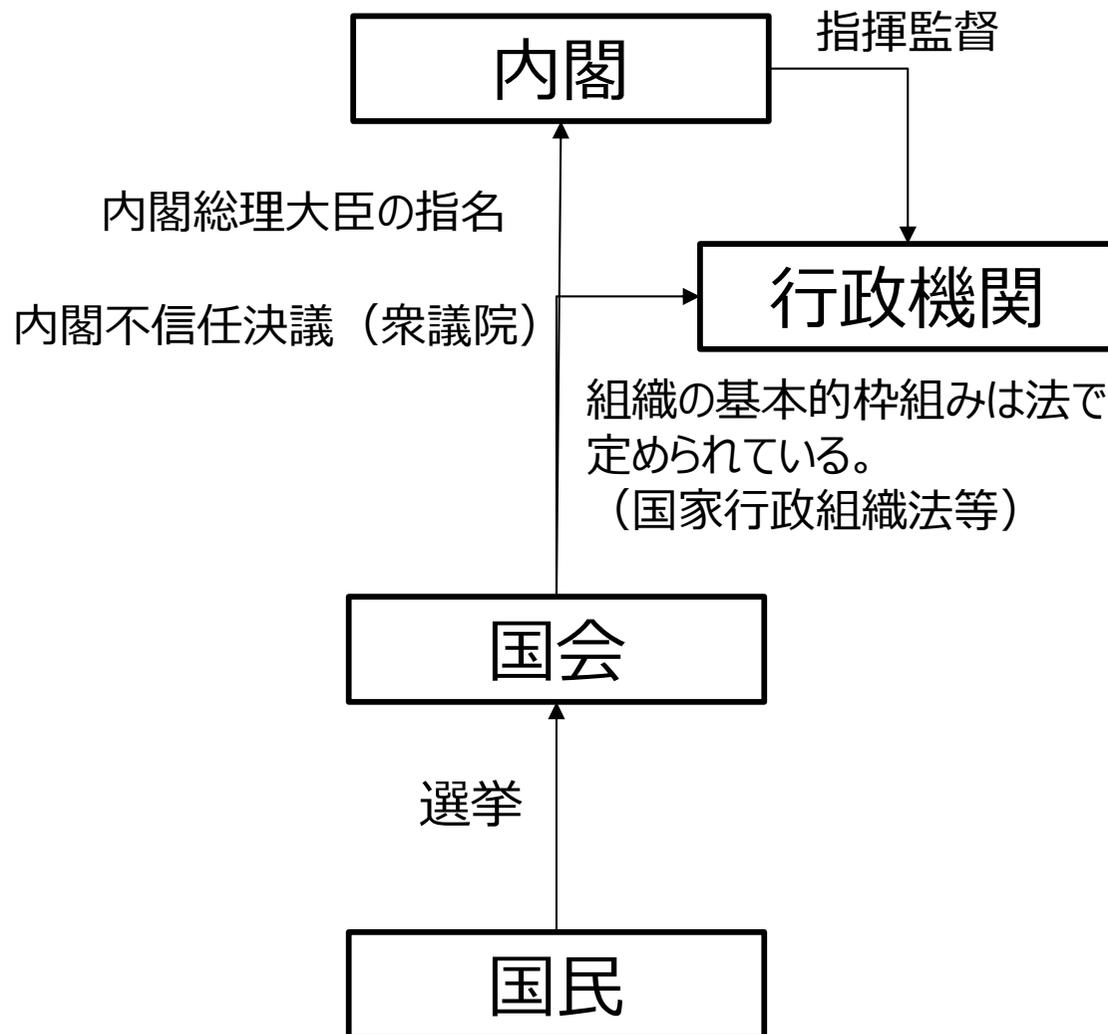
- 行政を行っていく上で権利・義務の当事者となる者として「行政主体」という概念がある。
- 行政主体を構成する単位として「行政機関」があり、行政作用の権限を与えられた者（行政庁）の補助機関として公務員がいる。



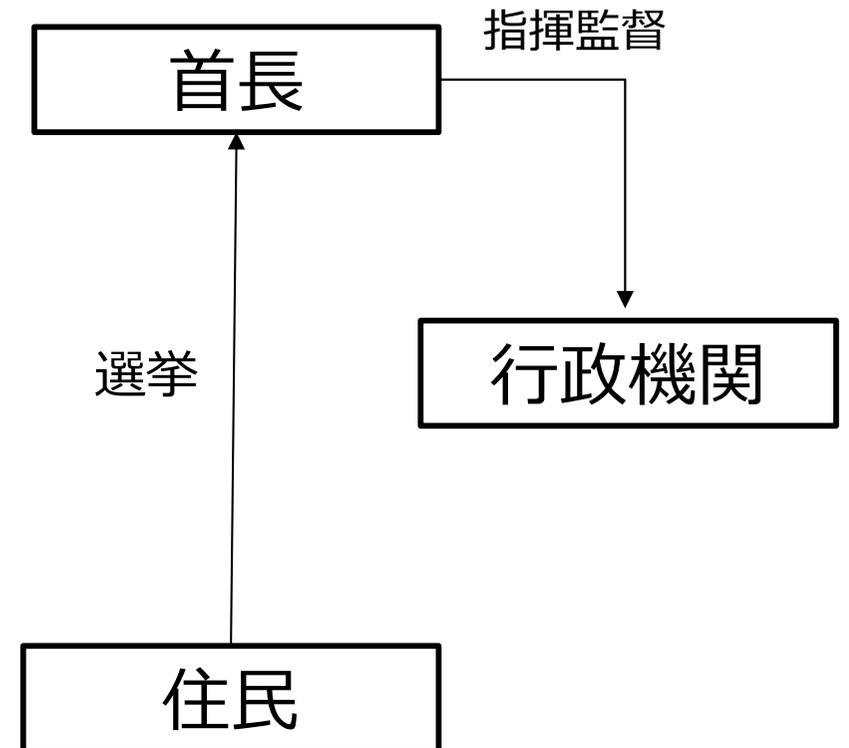
国民・住民との関係

- 行政機関の存立基盤は、国民・住民から独立して自然付与されているわけではなく、指揮監督者の選挙を通じてコントロールされている。

国 (議員内閣制)



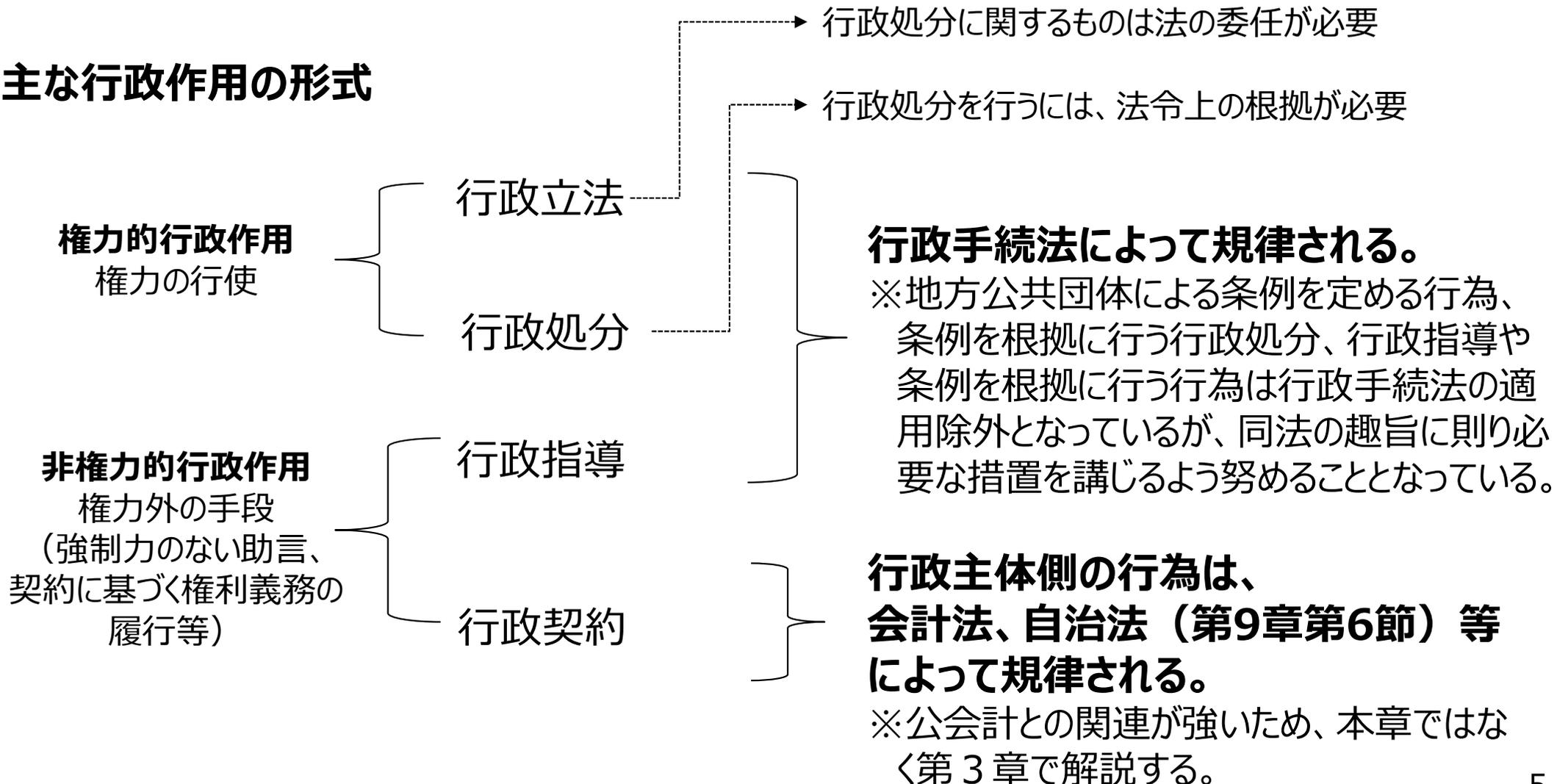
地方公共団体 (大統領制)



どのように行政を行うのか

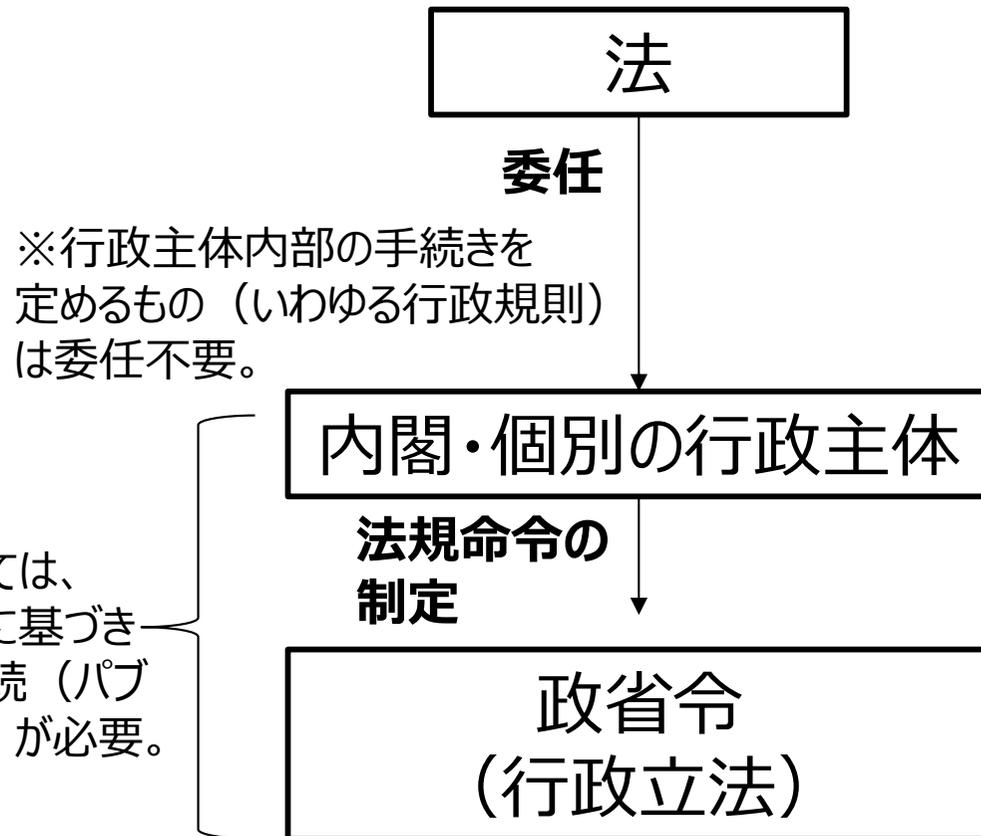
- 行政主体の活動（行政作用・行政行為）は、自由・無制限に行えるわけではなく、法によってコントロールされている。
- 行政作用は、権力的行政作用と非権力的行政作用に大別される。

主な行政作用の形式



行政立法

- 公権力の行使である行政処分は、法に基づいて行われる。他方、法にすべてを規定することが困難な場合等、法では大枠のみを定め、法の委任に基づいて行政主体が細部を規定することがある。



法の委任を超えた行政立法は違法又は無効となる。

(例) ○×法

第1条 ▲▲大臣は、○×地域の環境の保全を目的として、次に掲げる行為を行った者に対して是正命令を行う。

- (1) ○×地域に事業所を設ける。
- (2) ○×地域においてマッチその他 **政令で定める着火具**を携帯する。

(3) 徒歩又は徒歩に準ずるものとして **▲▲大臣が定める**方法以外の方法で○×地域を通行する。

○×法施行令

法第1条第2号で定める着火具は、ガスライター、オイルライター、電熱式ライターとする。

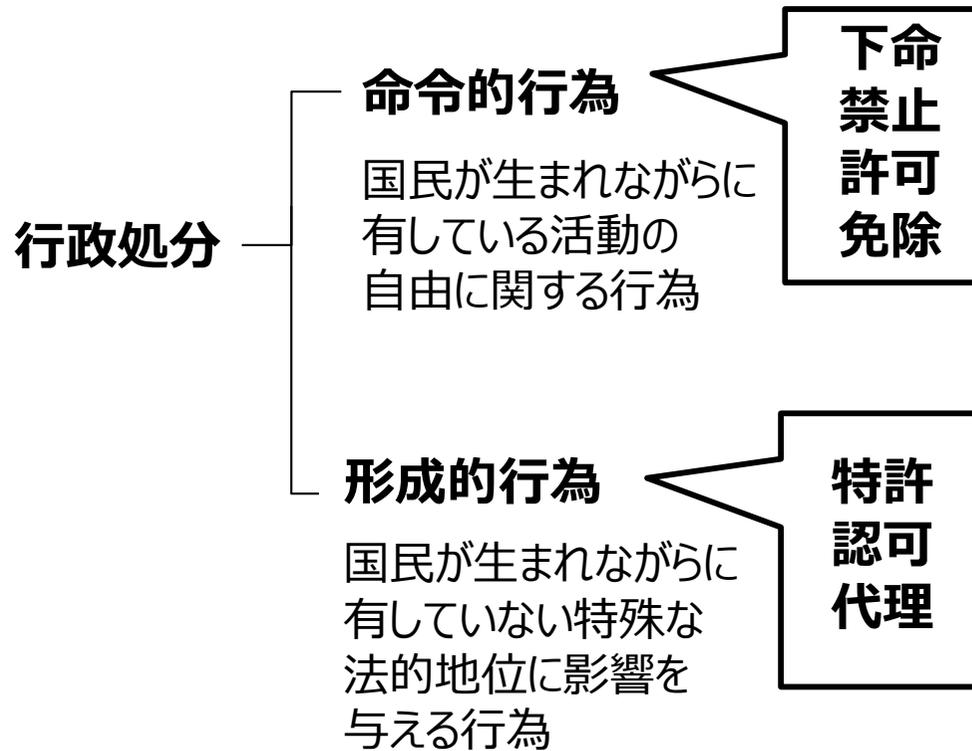
○×法施行規則

法第1条第3号で定める方法は、車椅子とする。

行政処分

- 行政処分の定義は講学上・実学上と諸説あるが、通説は、公権力のもとに、一方的に、特定の者の具体的な権利義務を決定する行為であるということ。
- 行政処分は、国民の権利義務を規定する行為であるため、法令上の根拠がなければ行うことができない。

講学上の伝統的概念



行政手続法

以下のように用語を定義（第2条）した上で、「申請に対する処分（第2章）」「不利益処分（第3章）」「行政指導（第4章）」の手続きを定めている。

処分：行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為。

申請：法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの。

不利益処分：行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分。

行政指導：行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの。

※ここで言う「下命」「特許」等は講学上の用語であり、個々の法令上は別の用語を用いることがある。

例えば、道路の占用「許可」は、講学上は「特許」に当たる。

行政手続法で定める行政処分の流れ

- 行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上、国民の権利利益の保護に資することを目的とした法である。
- 特に、行政処分は、国民の権利義務に直接影響を与えるものであることから、一連のプロセスの適正性が強く求められている。

申請に対する処分

制度設計時

行政庁

審査基準の設定・公表義務（第5条）
標準処理期間の設定・公表の努力義務（第6条）

申請時

申請の受理・応答（第7条）
※書類不備時等においても、個別法に定めのない限り、単に「不受理」と留め置くことはできず、補正を求める又は拒否処分といったアクションを行わなければならない。

行政庁

申請者

拒否処分時

行政庁

理由の提示（第8条）

許認可等を拒否する場合は、その理由を示さなければならない。

申請者

不利益処分

制度設計時

行政庁

処分基準の設定・公表の努力義務（第12条）

事前手続

意見陳述の機会の付与（第13条第1項）

不利益処分をしようとする場合には、同条第2項の要件に該当する場合を除き、意見陳述の機会を付与しなければならない。

行政庁

名宛人

不利益処分時

行政庁

理由の提示（第14条）

不利益処分の理由を示さなければならない。

名宛人

行政指導

- 行政指導は、特定の者に一定の作為又は不作為を求める行為のうち、行政処分に該当しないもの（強制力を伴わない任意の協力を求める行為）をいう。
- 行政指導には明確性が求められるとともに、行政処分に関連して行われる行政指導もあるため、行政手続法でも一定の規律付けがなされている。

行政手続法

（行政指導の一般原則）

第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、**当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。**

（行政指導の方式）

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、**当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。**

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

地方公共団体の行う処分、行政指導に対する行政手続法の適用関係

区分	地方公共団体の処分等を規定する法令	処分	行政指導
処分等の根拠を条例又は規則等に置くもの	法律（命令を含む。）の委任規定に基づく条例	<p>行政手続法は直接適用されない</p> <p>※地方自治体において行政手続法に準拠した「行政手続条例」等を制定している場合が多い。</p>	
	(単独の) 条例		
	(単独の) 条例に基づく規則等		
	(単独の) 規則等 ※法律又はそれに基づく命令の特別の規定に基づき制定される規則は、下段「上記以外のもの」に区分される。		
上記以外のもの	法律	行政手続法が適用される	<p>行政手続法は直接適用されない</p> <p>※地方自治体において行政手続法に準拠した「行政手続条例」等を制定している場合が多い。</p>
	法律に基づく命令（告示を含む。）		
	法律（命令を含む。）に基づく規則等		

違法・不当な行政からの救済

- 違法・不当な行政作用から国民の権利権益を保護するため、一般法として、行政不服審査法、行政事件訴訟法が整備されている。
- 両法は一般法であるため、地方公共団体の行為についても、他の法令の定めがない限り、両法の適用を受ける。

	行政不服審査法	行政事件訴訟法 (抗告訴訟)
審理の主体	上級行政庁 (上級行政庁がない場合は、当該処分又は 不作為を行った行政庁)	裁判所
対象・方法	処分・不作為に対する審査請求	処分・裁決の取消 処分・裁決の無効確認 不作為の違法確認 義務付けの訴え 差止めの訴え
審査の結果	審査請求に対する裁決 ・審査請求の許容(処分の全部又は一部 取消し、不作為の是正(処分を行う)) ・審査請求の棄却・却下	訴えに対する判決 訴えを認めた場合は、処分・裁決の取消判 決、行政庁に対してその処分をすべき旨の 判決等がなされる。

第2. 地方自治

- 「国（中央政府）」だけが政策の実施主体であるわけではなく、「地方公共団体（地方政府）」も独立した政策の実施主体であり、中小企業政策も例外ではない。
- 中小企業政策の中でも小規模事業者に対する政策は、地域との関連性が強く、小規模事業者支援法に基づく基本指針では、小規模事業者に対する経営改善普及事業の実施にあたって地方公共団体の商工行政との調和を求めている。

政策実行実務者が意識すべきこと

- 政策実行実務者、とりわけ小規模事業者支援法に基づく経営指導員は、都道府県・市区町村（基礎自治体）との関係を前提に制度構築されており、地方公共団体の商工行政と調和した経営改善普及事業を行うにあたってのマネージャー的な役割が期待されている。
- 都道府県・基礎自治体の担当者との意思疎通を円滑にしていくためにも、地方自治、地方公共団体の仕組みに関して基礎的な知識を有することが求められる。

「地方創生」と政策実行実務者の役割

- 地方創生とは、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策である。2014（平成26）年9月3日「まち・ひと・しごと創生本部の設置」が閣議決定され、地方創生の取り組みが推進されることとなった。
- 地方創生を実現していくには、地方公共団体が地域の実情・ニーズに合わせて自ら主体的に政策形成することが求められている。地域の総合経済団体である商工会・商工会議所も、政策提言等を通じて連携して、地方創生に取り組む必要がある。

地方自治の本旨

- 日本国憲法では地方自治の本旨に基づいた地方公共団体運営を規定している。
- 「地方自治の本旨」とは住民自治と団体自治を意味するといわれている。

日本国憲法 第八章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体だけに適用される特別法〕

第九十五条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

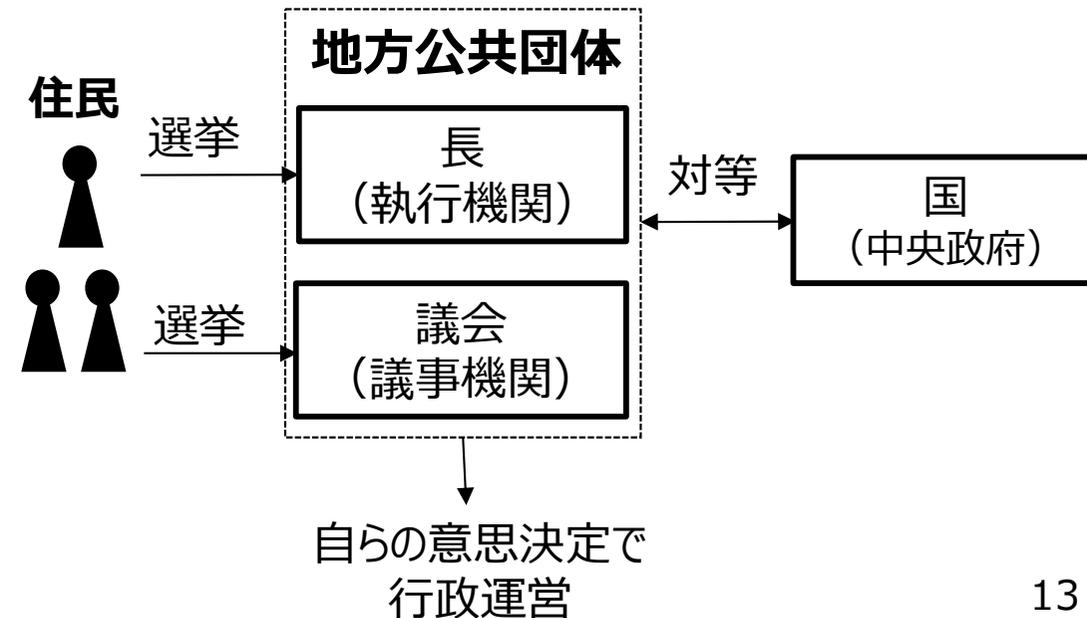
住民自治

地方公共団体の権限は、その地域の住民の意思に基づいて行使される。

地域のことは地域で決めていく。

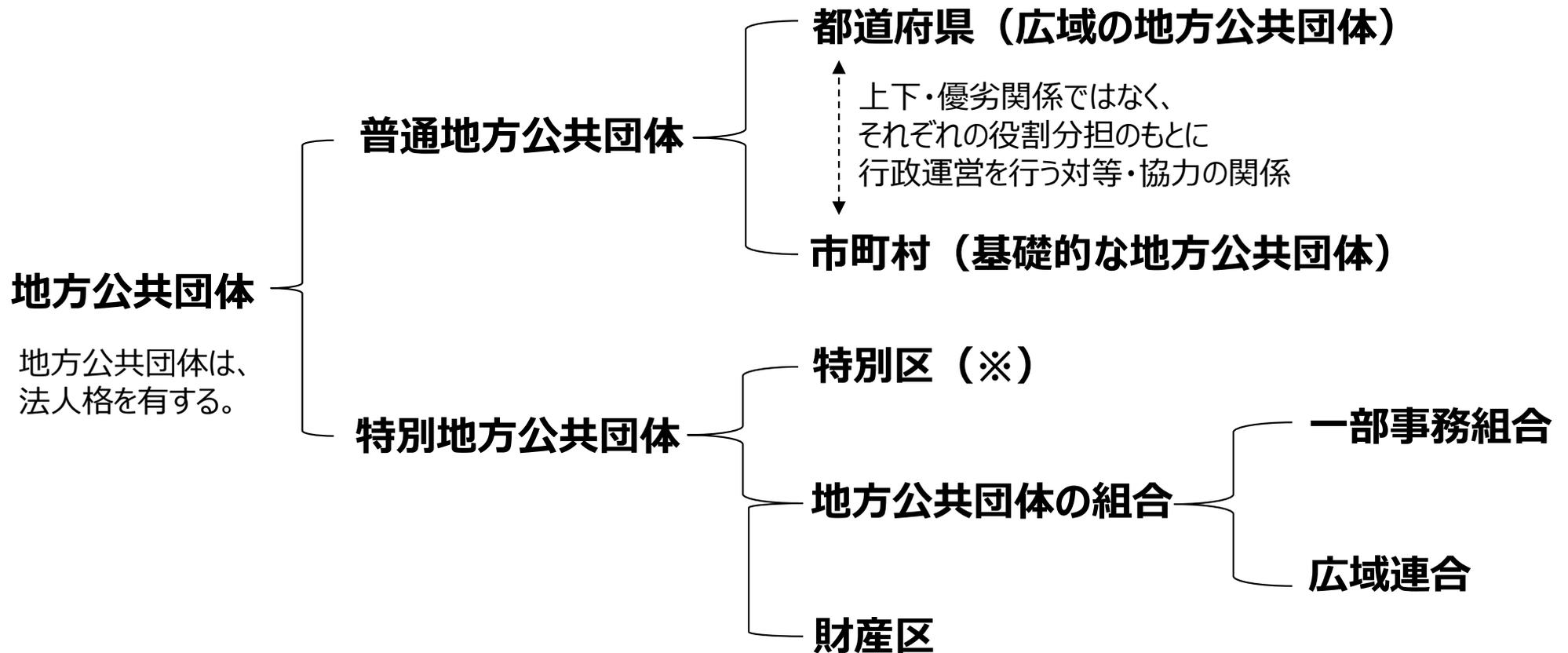
団体自治

地域の行政運営の主体である地方公共団体は独立した存在として、権限を行使する。



地方公共団体制度

- 地方自治法で地方公共団体の組織・運営の大綱を規定。
- 地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体に区分される。



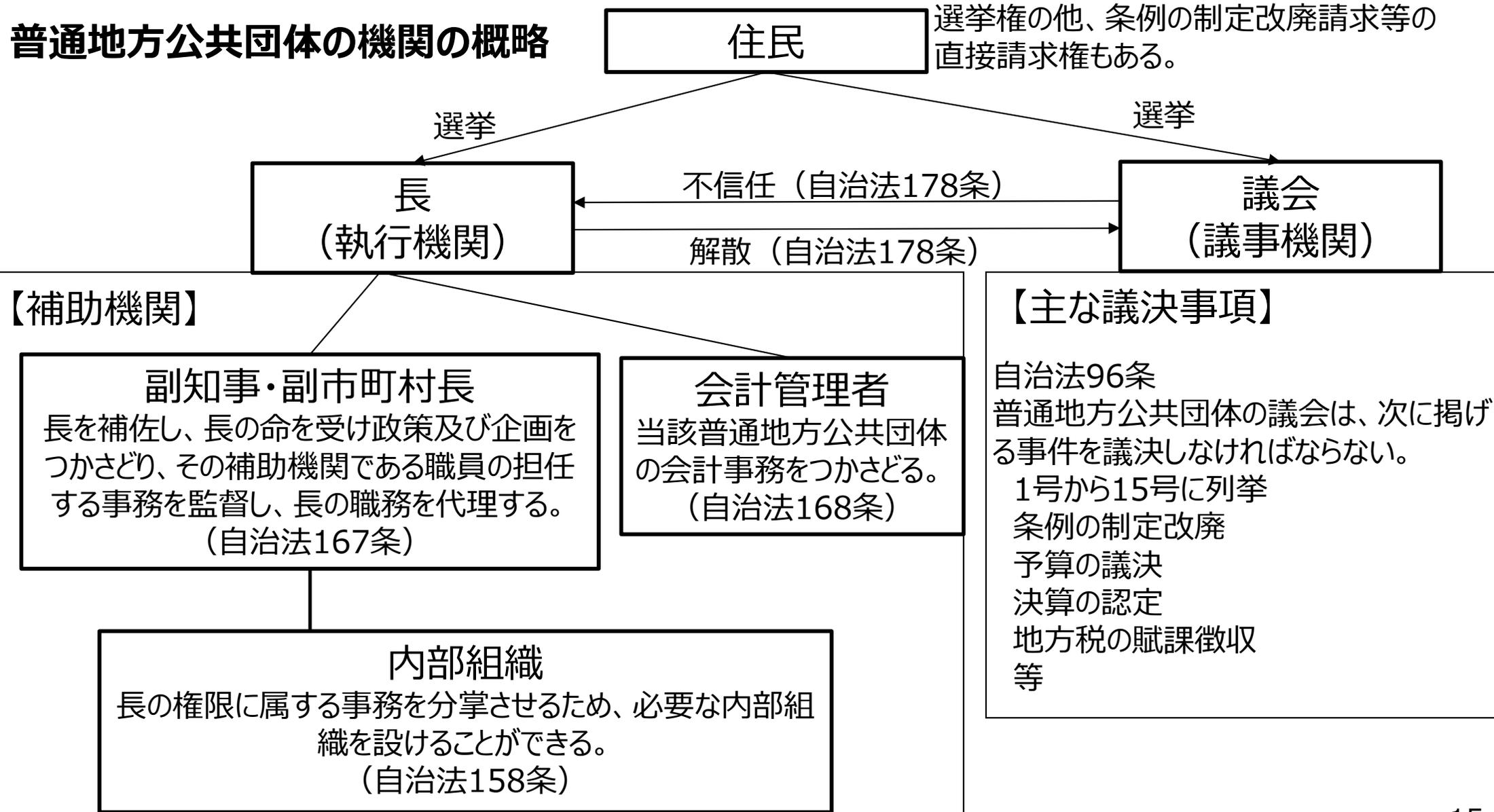
※特別区は、都の区（自治法281条1項）である。

都と特別区の関係は、事務処理分担や財源等、都道府県と市町村の関係と異なる点があるが、市町村と同様に「基礎的な地方公共団体」と位置付けられている（自治法281条の2の2項）。公選の区長、議員を置くほか、都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に市町村が処理するものとされている事務を処理するものとされている。

地方公共団体の機関の特徴

- 普通地方公共団体は、執行機関である長（知事、市長等）と議事機関である議会の二代表制で運営されている。

普通地方公共団体の機関の概略



直接請求制度

- 地方公共団体は、住民によって直接選挙された代表者（長・議会議員）により運営される間接民主主義を前提としているが、住民による直接参加が否定されているものでもない。
- 地方自治法では、特定の事項について直接請求権を保障している。

地方自治法

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

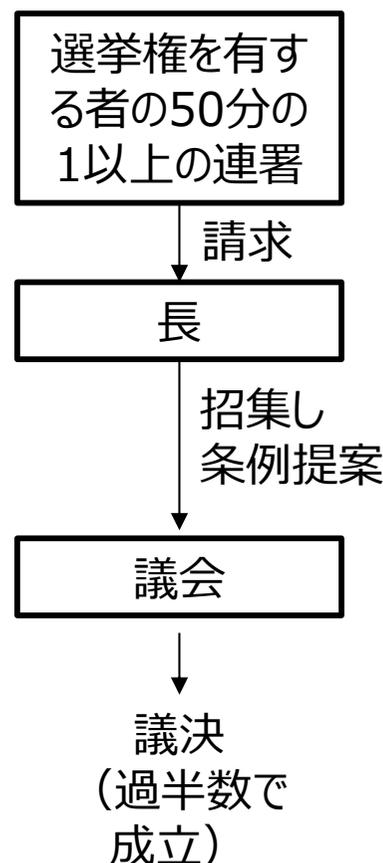
2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第13条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

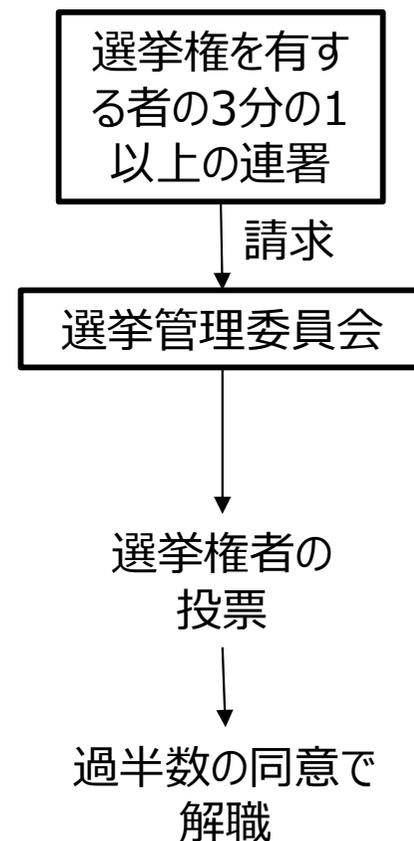
2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

条例の制定・改廃請求



長・議員の解職請求



自治立法

- **普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、その区域内・組織内で適用される条例・規則を制定することができる。**

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

※第二条第二項の事務

地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となる。

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定める。議会の議決を必要としない。

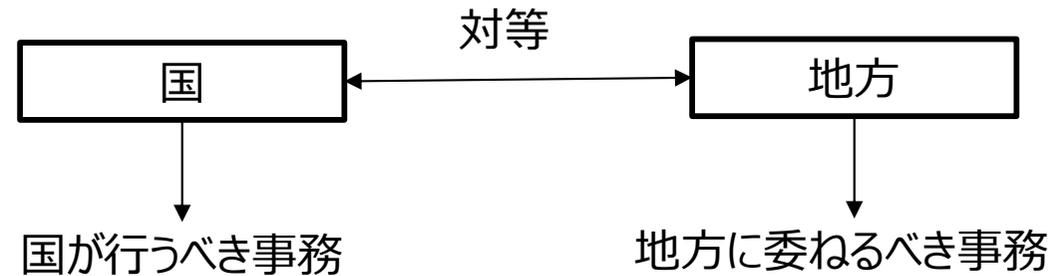
地方公共団体の事務・国との関係

- 国と地方は、上下・主従ではなく、対等・協力の関係にある。
- 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとというのが基本原則。

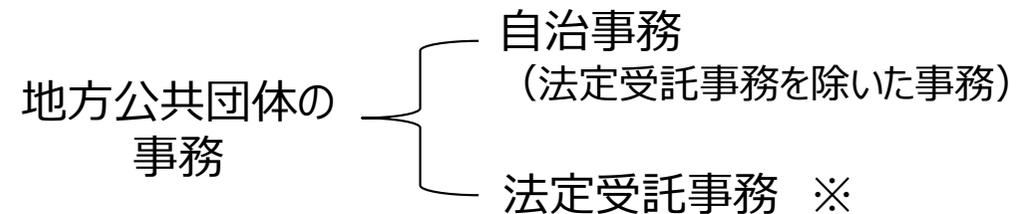
地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。



※個別法に基づく規定、法定受託事務を除き、国は地方に対して、このように事務を行うようにと強制したり、地方が行う事務を国が代わりに行う（代執行）ことはできない。



※国が本来果たすべき役割に係る事務であつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

経営革新計画の承認や経営指導員に対する補助等を含め、地方が行う中小企業政策は基本的に自治事務として実施している。

第3. 財政・公会計

- 政策実行実務者の活動原資はもちろんのこと、小規模事業者に対して経営指導を行う際には、制度融資、補助金等といった公的資金が投入されたツールを利用することも少なくない。
- 公的資金は無尽蔵にあるわけでもなく、また、地方公共団体の行う事務は商工業の振興だけではなく、教育、福祉、警察、防災、インフラ整備など、非常に多岐にわたり、それら幅広い行政分野に公的資金を適切に配分することが、地方公共団体には求められている。

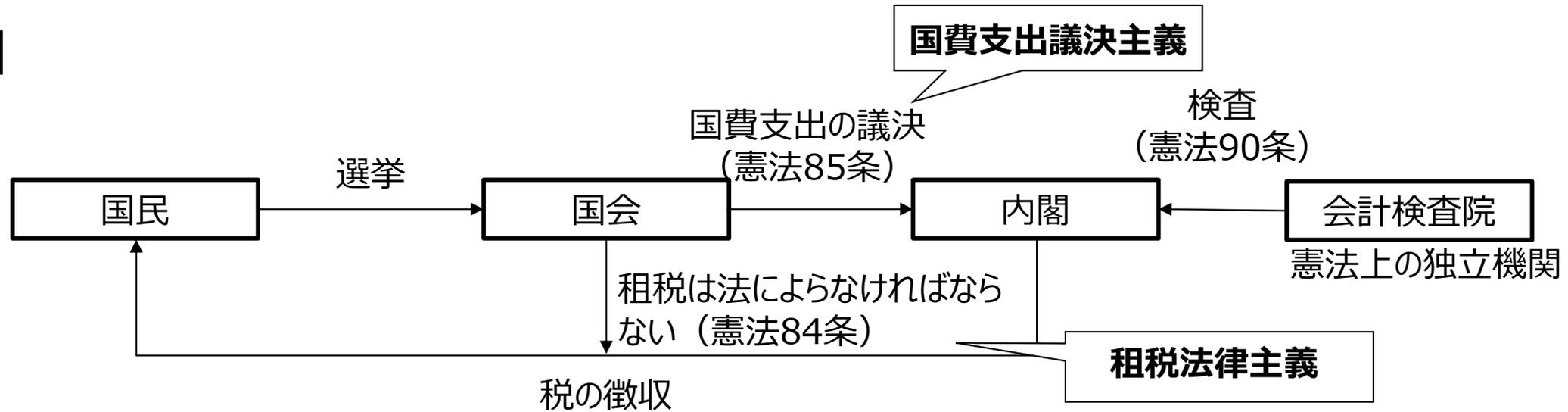
政策実行実務者が意識すべきこと

- 自らの活動原資を含め、公的資金はどのようにコントロール・規律付けされているのか、財政・公会計のルールを認識しておくことが求められる。
- 補助金等には、基本的には一定の要件・義務がある。小規模事業者に対して補助金の活用支援をする際には、メリット・ベネフィットだけではなく、リスク・コストもあることを理解し、事業者のためにも不正防止に努めなければならない。
- 手続きの適切性、使途・効果の妥当性については、住民からの監視の対象となることを忘れてはならない。

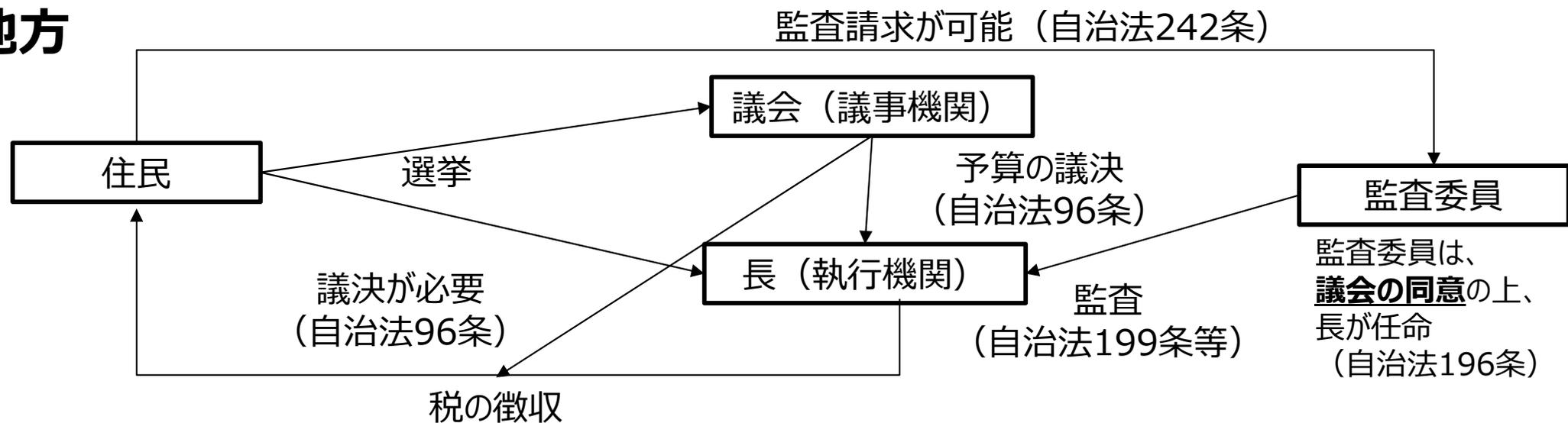
財政民主主義

- 国・地方公共団体の行政運営の基本原資は「税」である。収入（租税）はもちろんこと、支出にあたっては議会のコントロールを受け、支出後も不適切な支出・管理がなかったか監視を受ける。

国



地方



地方財政・予算の原則

- 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって充てるのが原則。
- 総計予算主義、会計年度独立の原則等、公会計特有の考え方もある。

地方公共団体の収入

地方自治法に定めのある地方公共団体の収入

地方税、分担金、使用料、加入金、手数料、地方債

地方自治法以外の定めによる主な収入

地方交付税（地方交付税法）

地方譲与税（個別の税法）

この他、義務教育関係経費、国政選挙経費等、地方財政法によって国の支出が義務付けられた国庫負担金、国庫委託金等がある。

地方公共団体の財源の前提

地方財政法

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

ただし書きに基づき地方債を財源とできるのは、災害応急事業費、公用施設の建設事業費等。

地方財政・予算の原則

- 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって充てるのが原則。
- 総計予算主義、会計年度独立の原則等、公会計特有の考え方もある。

公会計の基本原則

会計年度独立の原則（自治法208条）

各会計年度における歳出は原則としてその年度の歳入をもって充て、他の年度予算に影響を与えないようにするという原則。

総計予算主義の原則（自治法210条）

会計年度内における全ての収入及び支出を相殺することなく、全て歳入歳出予算に計上しなければならないという原則また、結果的に歳入が予算額を超えることは許容されるが、歳出が予算額を超えることは許容されない。

予算単年度主義（財政法11条）

予算議決は毎年なされなければならない（複数の会計年度の予算を一括して議決することは禁じられる）という原則で、予算の効力を当該会計年度に限定するというもの。

（補足）

いくつかの例外規定はあるが、基本的には、以上の原則に基づいて予算を編成、歳出している。

これらは財政の健全性、財政民主主義を担保するためにも重要な要素である。

例えば、会計年度独立の原則がないがしるにされた場合、歳入と歳出の対応関係が分かりにくくなり、議会の予算審議（民主的コントロール）にも影響を生じ得るし、総計予算主義の原則がないがしるにされた場合、正しい収支が分からなくなるおそれがある。

なお、会計年度独立の原則と混同されることがあるが、予算単年度主義は議会議決と予算の効力の関係性からの概念。

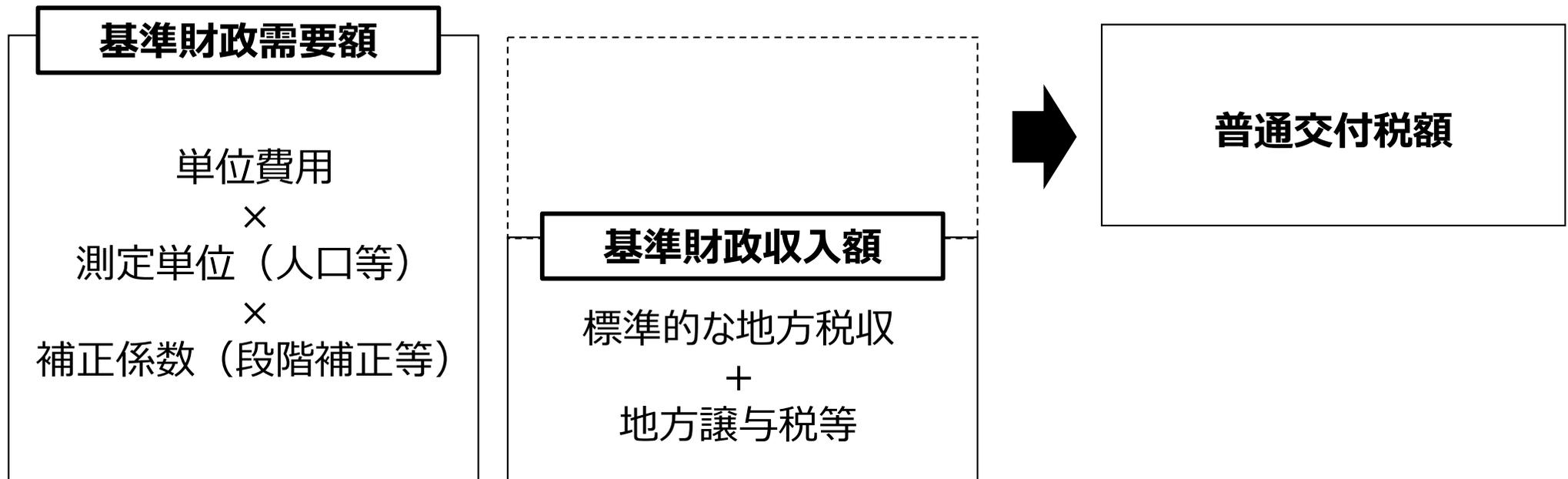
地方交付税

- 地方交付税は、本来は地方の税収とすべき財源について、国が代わって徴収し、一定の基準のもとに地方に配分するもの。
- 国庫補助金等とは異なるものであり、地方にとっては使途制限のない財源。

地方交付税の総額

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・法人税の33.1%等）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき決定。

各地方公共団体の普通交付税の算定の考え方（基準財政需要額－基準財政収入額）



予算の調製・執行と議会との関係

- 予算の調製（予算案の作成）・提案・執行は、地方公共団体の長の専権事項。
- 予算の成立後の執行についても法令に則った手続きを行う。

予算を提出し、**年度開始前に議会の議決**を経る
(自治法211条)

長

議会

毎会計年度予算を調整
(自治法211条)

会計年度独立原則の例外である
繰越明許費（翌年度の使用が見込まれる経費）、継続費（履行に複数
年を有する事案の経費）も予算の
一部。（自治法215条）

予算議決権（自治法96条）
修正（額の増減）権（自治法97条）
※修正は無制限に行えるわけではなく、
長の予算提出権を侵さない範囲に限られる。

長

会計管理者

支出命令（自治法232条の4）
※法令又は予算に違反する支出は行えない。

支出負担行為
(契約等)
(自治法232条の3)

原則として、
金融機関を通じず、
職員自らが現金を
取り扱うことはない。
通知・
小切手の振出

相手方

支出

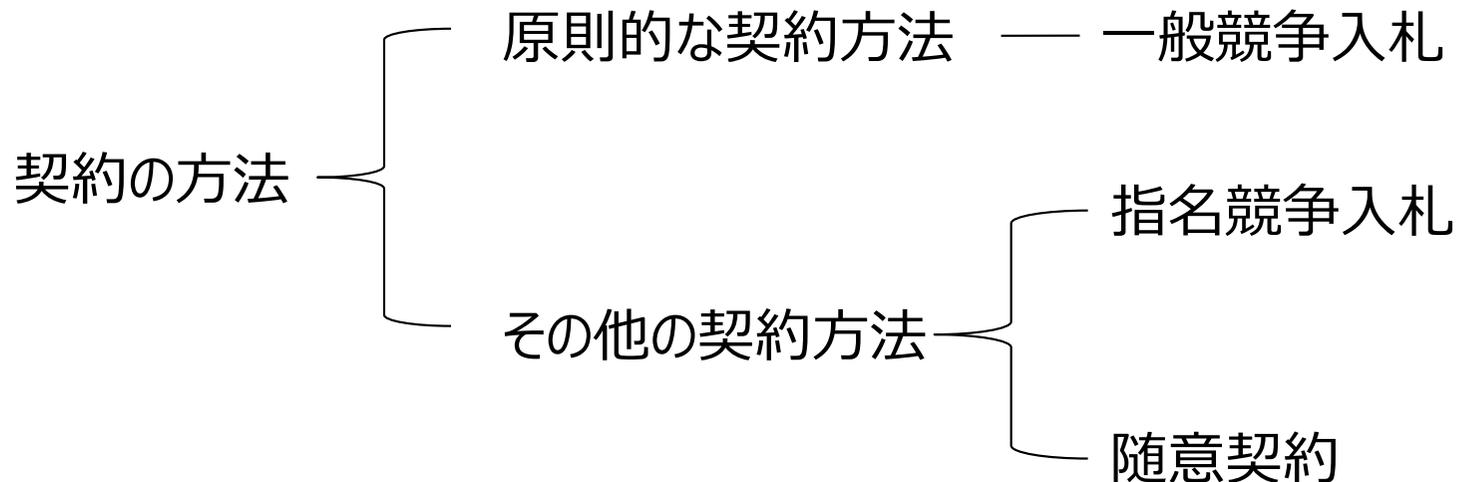
指定金融機関等

行政契約

- 非権力的行政作用のひとつとして行政契約がある。「契約」は本来的には当事者間の合意のみで成立するものだが、契約の性質によっては地方公共団体側に何らかの行為規制・規律付けがかかることがある。
- 特に、公金の支出に関する契約（物品の売買等）は、法令で透明性・公平性を確保するための手続が定められている。

売買、請負、貸借等の契約方法

売買、請負、貸借等の契約を締結するときの方法は、一般競争入札が原則となる。指名競争入札、随意契約は政令で定める場合（一般競争入札にすることが不利な場合、少額の場合等）に限り可能。（自治法234条）

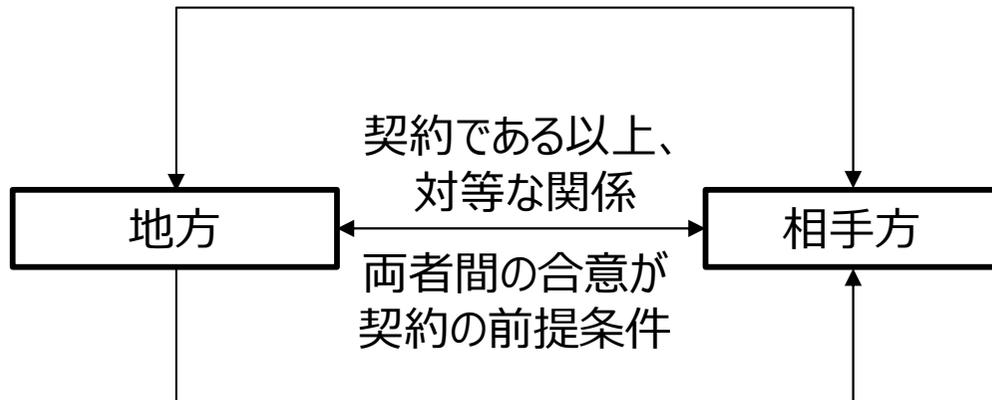


補助金とは何か

- 地方自治法では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定。（232条の2）
- 地方公共団体が行う「補助金」は、行政契約の一種であると考えられており、個々の内容や性質にもよるが、負担付贈与契約と解されるものが多い（なお国の補助金は行政処分と解するのが通説である）。

地方公共団体と補助金の相手方の関係

互いに契約の締結（補助金の交付）を強制することはできない



相手方と契約を締結する上で、公益上必要があるかを判断する必要がある

負担付贈与契約

行政契約特有の契約形態ではなく、私人間でも行われているもの。

例えば、「●●地の住宅でペットの飼育をする」ことを条件に「●●地の住宅」を贈与するというのも負担付贈与契約。

単純な贈与契約と異なり、受贈者（贈与を受けた側）が条件を守らなかった場合（ペットの飼育をしなかった、ペットの飼育場所を●●地の住宅以外の場所に移した等）には、解除が可能。（●●地の住宅を返還させる等）

補助金について、「小規模事業者の経営診断を行うことを条件」として補助する、「購入した機械設備で県産木材を加工した商品を製造することを条件」として補助する等とあれば、条件を満たさなかった場合・履行しなかった場合には、契約の解除要件となり得る。

※法律、条令で地方公共団体に交付「義務」が課せられているものを除く。

補助金と融資の違い

- 補助金は原則として返済義務はないが、予定よりも少額の支出となった場合や、収益納付規定がある補助事業で収益は発生した場合など、減額・返納が発生することがある。
- 補助金は交付目的達成と不正受給の防止、国民への説明責任等の観点から、厳格な手続きが発生する。手続きに係る事業者の負担を考慮して補助金利用を検討すべきである。

	補助金	融資
制度の目的	投資負担の軽減	資金の調達
資金流入の時期、投資時期の制限	原則として 後払い （補助事業完了後） 補助対象は補助事業実施期間内の支出に限られ、 原則として 単年度 での事業完了が求められる。	資金流入・投資ともに 任意の時期
返済義務等	原則として返済義務はないが、交付目的の達成が求められる。 ※収益納付規定等により補助金返納・減額となる場合がある。	返済義務及び利息支払義務あり
事後手続き	交付目的を達成しているか、補助対象の資産を許可無く処分していないかなど、ものによっては数年間確認され、報告書等の提出が求められる。	資金の用途や返済に問題が無ければ、一般的に説明は求められない。

補助金適正化法

- 地方公共団体が行う補助金は両者間の合意（契約条件を互いに合意）によって契約締結されるものである一方、国が行う補助金は「補助金適正化法」によって基本的な条件・罰則も含む権利義務が定められている。
- 補助事業者から見た交付元が地方公共団体であったとしても、補助金適正化法の適用を受けることがあることに留意。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）

補助金等：「国」が「国以外の者」に対して交付する補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの。

※「補助金」以外の名称（助成金等）を用いていても、補助金と同様の性質（片務性・受益性・特定性）を持つ資金は「補助金」と扱われる。

補助事業者の主な義務

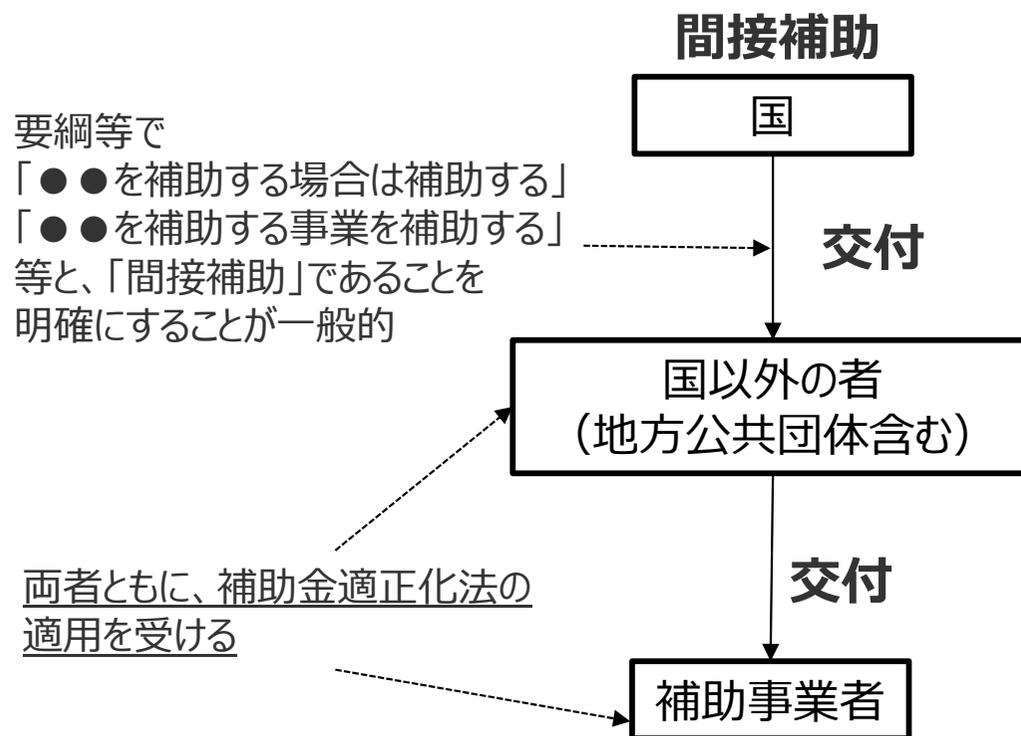
- ・補助事業を遂行すること
- ・補助事業の成果を記載した実績報告書を提出すること

補助事業者の主な禁止行為

- ・補助金を他の用途で使用する
- ・補助事業で取得した財産を承認なく転用、譲渡すること

※虚偽の申請や報告、命令違反等を行った場合には、五年以下の懲役等の罰則が適用される。

補助金適正化法では、「間接補助」も対象



補助金の不正受給

- 補助金適正化法では、補助金の不正受給に対して取消・返還を定めているだけでなく、加算金及び延滞金の納付や罰則を定めている。
- 場合により刑事告発や社名公表もあり、事業者は甚大な損害を被る。事業者自身のためにも、支援者は不正受給の防止に努めなければならない。

補助金適正化法の規定

第19条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

補助金の不正受給の事例

- 雇用関係助成金等不正受給による公表事案は、事業所の名称や代表者氏名などが労働局のホームページで公表される。
- 支援機関等の第三者が関与した不正も同様に公表されている。

労働局公表事例

補助金名	不正内容
雇用調整助成金	休業を実施せず、虚偽の助成金添付書類を作成し、不正に助成金を受給した。
特定求職者雇用開発助成金	既に雇用している者にハローワークの紹介を受けさせ新たに雇用したと偽り、不正に助成金を受給した。
キャリアアップ助成金	出勤簿、労働条件通知書等を偽造することで虚偽の申請を行い、不正に助成金を受給した。
	社会保険労務士自ら、賃金台帳等を偽造し、提出代行を行った。

会計検査院検査

- 国庫補助金の交付を受けた自治体、団体等は会計検査院の検査対象になる。
(間接補助の場合も対象)

会計検査院の検査対象 (抜粋)

	検査対象
会計検査院が必ず検査しなければならないもの (必要的検査対象)	・国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払 ・国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 ・法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 等
会計検査院が必要と認め たときに検査することができるもの (選択的検査対象)	・国が直接又は間接に補助金などを交付し又は貸付金などの財政援助を 与えているものの会計 ・国以外のものが国のために取り扱う現金・物品・有価証券の受払 ・国又は国の2分の1以上出資法人の工事その他の役務の請負人若しくは 業務等の受託者又は物品の納入者のその契約に関する会計 等

会計検査院検査の観点

- ①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか (正確性)
- ②会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか (合規性)
- ③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか (経済性)
- ④業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか (効率性)
- ⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか (有効性)

事例：小規模事業者持続化補助金に関する指摘 (平成27年度決算検査報告)

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h27/2015-h27-0422-0.htm>

監査制度

- 地方公共団体は監査制度等を通じて、ガバナンスが効くようにされている。
- 特に公金の支出については、住民監査請求制度が法定化されている等、より厳しく監視が行き届くようになっている。

監査委員

- ・必ず置かれる機関（自治法195条）
- ・地方公共団体の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査する「財務監査」を行う。
- ・財務監査は年に1回以上「定期監査」として行うことが義務付けられている他、必要があれば随時行うこともできる。

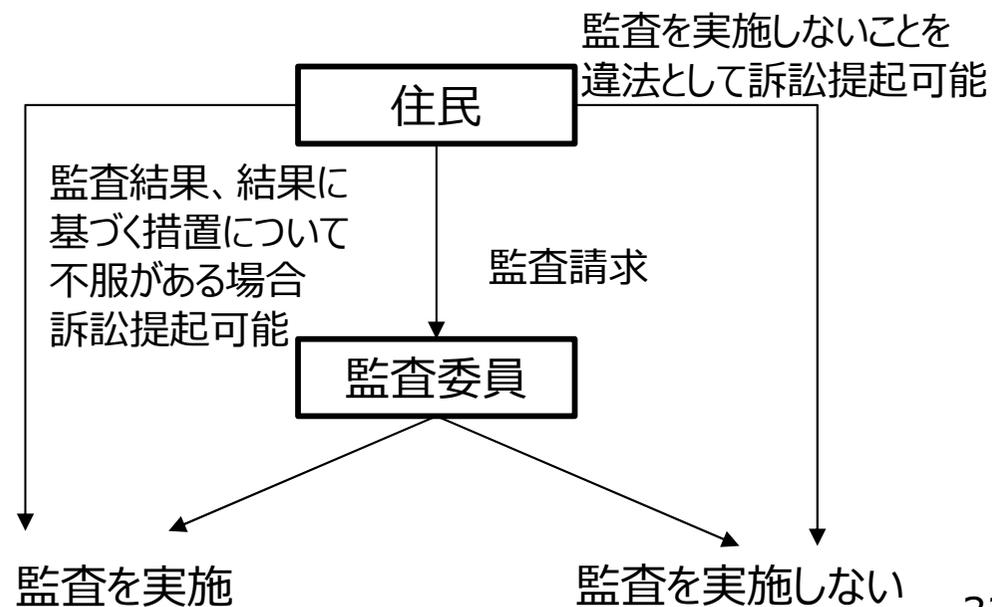
監査委員と住民監査請求

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体で違法もしくは不当な公金の支出や契約の締結等があったと認めるときは、監査委員に監査を請求できる。（自治法242条）

住民監査請求は住民1人で請求することができ、また、監査請求の結果に不服があるときは住民訴訟を提起することができる。

外部監査契約

- ・都道府県、政令指定都市、中核市で契約が義務付けられているもの。（自治法252条の27、自治法施行令174条の49の26）
- ・外部監査契約を締結できる先は、弁護士、公認会計士等の財務管理等に関する優れた識見を有する者に限られている。



情報公開制度

- 補助事業に関して国、自治体等が保有する文書は、情報公開制度における開示請求の対象となる。（個人情報等の不開示情報を除く）
- 業務報告書等は、公開されうることを意識して記載する必要がある。

情報公開制度の概要

対象となる文書	行政機関の職員が職務上作成・取得した文書、図画及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして行政機関が保有しているもの
対象となる行政機関	全ての行政機関
開示請求者	何人も行政機関に対して当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる
開示義務	不開示情報が記録されている場合を除き開示される
審査請求	不開示決定等に不服がある開示請求者等は、行政機関に対して審査請求を行うことが可能

※地方自治体においては、情報公開法に準拠した情報公開条例を制定しているが、独自の制度を設けていることがあるため、管轄の自治体の情報公開条例を確認すること。

本講習資料の補足説明

参照を前提にしている法令

本講習資料は、行政実務の基礎的内容を説明したものであるが、個々の法令の条文を全文掲載はしていないので、受講者は以下の法令を参照することを推奨する。

行政手続法	国家行政組織法	補助金等の予算の執行の適正化に関する法律
行政不服審査法	財政法	地方自治法
行政事件訴訟法	会計法	地方財政法

執筆担当者・監修者

【初版（令和2年度）】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

小規模企業専門官 水野 遼太

係長（地域連携） 川島 健太

係長（地域連携） 雨森 良太

係長（行政事務） 川越 舞子

係長（行政事務） 西川 希美

公認会計士 大川 裕介

【第2版（令和3年度）】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

小規模企業専門官 江澤 侑矢

係長（地域連携） 和田 隆史

産業能率大学経営学部 准教授 新井 稻二

七田総合研究所株式会社 代表取締役 七田 亘

株式会社プランコンサルティング 中小企業診断士 茂井 康宏

経営サポート ゲットタフ 中小企業診断士 湯田 晋介

大川裕介公認会計士事務所 公認会計士 大川 裕介

【第3版（令和4年度）】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

小規模企業専門官 江澤 侑矢

係長（地域連携） 和田 隆史

七田総合研究所株式会社 代表取締役 七田 亘

株式会社Eイチ・Eーエル

【第4版（令和5年度）】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

小規模企業専門官 江澤 侑矢

係長（地域連携） 井口 拓也

七田総合研究所株式会社 代表取締役 七田 亘

株式会社ドリサーチ研究所